

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

改訂後	現行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 <u>スクリーウエイト貫入試験（スウェーデン式サウンディング試験）</u></p> <p>第6章～第12章 [略]</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 用語の定義</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p><u>(28)「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で 伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p><u>(29)「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p> <p><u>(30)「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて</u></p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第6章～第12章 [略]</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 [略]</p> <p>第1-2条 用語の定義</p> <p>(1)～(27) [略]</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p>

作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

(31) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。

(32) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(33) 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものをも有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

(34) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。

(35) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査業務等の完了を確認することをいう。

(36) 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

(37) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(38) 「協力者」とは、受注者が調査業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(39) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

(28) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、受注者が理解して承認することをいう。

(29) 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(30) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。  
なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

(31) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面および関連する資料をいう。

(32) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査業務等の完了を確認することをいう。

(33) 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。

(34) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(35) 「協力者」とは、受注者が調査業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。

(36) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第1-3条 ~ 第1-40条	第1-3条 ~ 第1-40条 [略]
章 地形、地質踏査 [略]	第2章 地形、地質踏査 [略]
第3章 ボーリング調査 [略]	第3章 ボーリング調査 [略]
第4章 ボーリング孔を利用した物理 検層および原位置試験 [略]	第4章 ボーリング孔を利用した物理 検層および原位置試験 [略]
第5章 サウンディング	第5章 サウンディング
第1節 ~第4節 [略]	第1節 ~第4節 [略]
第5節 <u>スクリュウエイト貫入試験</u> (スウェーデン式サウンディング試験)	第5節 スウェーデン式サウンディング試験
第6章 サンプリング [略]	第6章 サンプリング [略]
第7章 解析等調査業務 [略]	第7章 解析等調査業務 [略]
第8章 物理探査 [略]	第8章 物理探査 [略]
第9章 試験坑 [略]	第9章 試験坑 [略]
第10章 試掘井、揚水試 [略]	第10章 試掘井、揚水試 [略]
第11章 土質試験 [略]	第11章 土質試験 [略]
第12章 岩石試験 [略]	第12章 岩石試験 [略]